

東久留米市デイサービスセンター条例新旧対照表

改正案	現 行
第1条及び第2条 (現行のとおり)	第1条及び第2条 (略)
(事業)	(事業)
第3条 センターは、次に掲げる事業を行う。	第3条 センターは、次に掲げる事業を行う。
(1) (現行のとおり)	(1) (略)
<u>(2) 法第8条第17項に規定する地域密着型通所介護(以下「地域密着型通所介護」という。)に関する事</u>	
<u>こと。</u>	
<u>(3) 法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業(以下「第1号通所事業」という。)に関する事</u>	<u>(2) 法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業(以下「第1号通所事業」という。)に関する事</u>
<u>こと。</u>	<u>こと。</u>
<u>(4) その他東久留米市長(以下「市長」という。)が必要と認める事業</u>	<u>(3) その他東久留米市長(以下「市長」という。)が必要と認める事業</u>
第4条及び第5条 (現行のとおり)	第4条及び第5条 (略)
(費用の負担)	(費用の負担)
第6条 <u>第3条第1号から第3号までに規定する事業の提供を受けた場合には、利用者は、通所介護、地域密着型通所介護又は第1号通所事業に要した費用の額から法第41条第4項第1号に規定する通所介護に係る居宅介護サービス費、法第42条の2第2項第2号に規定する地域密着型通所介護に係る地域密着型介護サービス費又は法第115条の45の3第1項に規定する第1号通所事業に係る第1号事業支給費の額を控除して得た額を負担しなければならない。</u>	第6条 <u>第3条第1号及び第2号に規定する事業の提供を受けた場合には、利用者は、通所介護又は第1号通所事業に要した費用の額から法第41条第4項第1号に規定する通所介護に係る居宅介護サービス費又は法第115条の45の3第1項に規定する第1号通所事業に係る第1号事業支給費の額を控除して得た額を負担しなければならない。</u>
2 <u>第3条第4号に規定する事業の提供を受けた場合には、利用者は、市長が別に定める額を負担しなければならない。</u>	2 <u>第3条第3号に規定する事業の提供を受けた場合には、利用者は、市長が別に定める額を負担しなければならない。</u>
第7条及び第8条 (現行のとおり)	第7条及び第8条 (略)